

総合評価一般競争入札に係る 評価項目詳細シート

業務名：区役所庁舎等清掃業務

（東区役所及び東区民センター庁舎、
白石区複合庁舎、厚別区役所等庁舎、
豊平区役所等庁舎）

提案書その他の関係書類の作成・提出に当たっての注意事項

※【本書に記載している「提出書類」については、評価点の審査順1位の事業者（1位の事業者の提案内容等に不備があり次順位の事業者の評価点が上位になる場合は、順に次順位の事業者とする。以下同じ）のみ提出することとする。（なお、入札書、内訳様式については、全事業者が提出する必要がある。）

このため、審査順1位の事業者以外の事業者の評価点は、提出書類の内容の確認を行わずに提案申出書により算出した評価点とする。】

- 1 入札書、企画提案申出書等の提出があっても、予定価格の制限の範囲を超える入札をした者又は入札が無効となった者は、評価点を算出せず、落札者とししない。
- 2 価格評価を除く各評価項目の提案の有無は、企画提案申出書の記載に基づきその判断を行うものとする。従って、評価項目に関連する「提出書類」〔審査順1位の者のみの提出〕の提出があった場合であっても、企画提案申出書において提案を行う旨の記載が確認できない場合は、当該評価項目について評価せず、採点を行わない。なお、業務履行に係る各評価項目は当該業務に係る提案を行うこととし、他の業務に係る提案をした場合は評価の対象外とする。
- 3 企画提案申出書及び各評価項目で求めている「提出書類」【審査順1位の事業者のみ提出】において、その内容が次のいずれかに該当するものにあっては、当該評価項目について評価をせず、採点を行わない。
 - (1) 内容が確認できないもの
 - (2) 評価項目とは関連がないもの
 - (3) 明らかに実効性がないもの
 - (4) その他評価項目で求める目的が明らかに達成できないもの
- 4 提出する書類の記述は日本語とする。なお、一般的に認知されている商標及び略称等は除く。
- 5 企画提案内容については、特記仕様書として契約条項（契約書）に加え契約を締結するので、企画提案内容は、実現可能なものとする。

なお、特記仕様書に定める契約条項を遵守できない場合は、契約解除のほか、競争入札参加停止措置及び総合評価一般競争入札における減点措置等を行うことがある。
- 6 業務の履行に当たり、従事者を労働者派遣法に基づく派遣労働者を活用することを想定している場合は、企画提案内容が実現できるよう派遣元との間で適切な措置を取ることが、企画提案の前提となる。
- 7 各評価項目で求めている「提出書類」〔審査順1位の者のみの提出〕については、膨大とならないよう要約すること。

- 8 個人が所持する書類及び個人情報を含む書類（例：資格者証、健康保険証、修了証等）の提出に当たっては、それを所持する者から了解を得たうえで提出すること。なお、氏名を除き、住所や生年月日等の個人情報に当たる情報は黒塗りすることを可とする。
- 9 「提出書類」〔審査順1位の者のみの提出〕のうち、複数の評価項目で提出を求めているものについては、提案する項目が複数であっても、提出は1部でよいものとする。

I	価格評価	
1	価格評価	5
II	履行体制評価	
1	履行体制	
(1)	適切な現場責任者の配置	7
(2)	必要な人員の配置量	9
2	履行実績・技術等	
(1)	建築物衛生事業登録	11
(2)	履行実績	12
(3)	業務履行中の事故防止策	14
ア	労災保険料のメリット制の適用	14
イ	清掃業務に係る賠償責任保険の加入	15
3	履行品質の維持・向上	
(1)	日常清掃における履行品質の向上	16
(2)	自主検査体制の提案	17
ア	自主検査における資格者の配置	17
イ	品質評価の数値化（見える化）	18
III	働き方改革・研修評価	
1	働き方改革の推進	
(1)	多様な人材の活用	20
ア	障がい者の雇用率	20
イ	高年齢者就業確保措置	21
ウ	傷病休暇制度	23
(2)	公正な待遇（労働条件の向上）	24
ア	短時間・有期雇用管理者の専任	24
イ	平均支払賃金（時間給）額の提案	25
ウ	通勤手当支給の提案	27
エ	定期健康診断実施の提案	28
2	研修体制等	
(1)	研修体制	29
(2)	資格取得支援制度	31

分 類	I 価格評価
細 分 類	1 価格評価
評 価 項 目	価格評価
詳 細	—
配 点	変動制（最高 35 点）
提 出 書 類	○入札書 ○業務費内訳書（総合評価一般競争入札用）（内訳様式 1） ○業務従事者賃金支給計画書（総合評価一般競争入札用）（内訳様式 2） ○社会保険料事業主負担分調書（総合評価一般競争入札用）（内訳様式 3）
評 価 方 法	入札書記載金額が、 ① 予定価格以下で調査基準価格以上の場合における価格点の算定式 $\text{価格点(※)} = 35 \text{ 点} \times (\text{調査基準価格} + \text{入札額}) / (\text{入札額} \times 2)$ ② 調査基準価格未満の場合における価格点の算定式 $\text{価格点(※)} = 35 \text{ 点} \times \text{調査基準価格算定率} \times \text{入札額} / \text{調査基準価格}$ ※上記①及び②のいずれも小数第3位以下は切り捨て 【価格点イメージ図】
評価対象外	次のいずれかに該当する場合は、<u>価格評価及び他の評価項目の評価点を算出せず、落札者とはしない。</u> ▶「提出書類」に掲げる書類の提出が無いもの ▶無効な入札書が提出されたもの ▶入札書記載金額が予定価格を超えたもの ▶入札参加資格を満たさないもの

契約期間中の確認等	対象外（入札時のみ確認）
約定の有無	入札書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）をもって落札金額とする。
備考	調査基準価格等の考え方は以下による。 【調査基準価格】 「札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（平成24年1月11日財政局理事決裁）」第4条第1項第1号に基づき算出した、低入札価格調査を行う場合の基準となる価格。 【調査基準価格算定率】 「札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（平成24年1月11日財政局理事決裁）」第4条第1項第1号に基づき、上記の調査基準価格の算定に用いた率 ※落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合にあっては、低入札価格調査を行う。その結果、その者により本調達に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせずに失格と扱い、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、総合評価点の高い者を落札者とすることがある。

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	1 履行体制
評 価 項 目	(1) 適切な現場責任者の配置
詳 細	ビルクリーニング技能士（１級）又は一定の実務経験を有する者の配置
配 点	週当たりの配置時間に応じて２点又は１点
提 出 書 類	業務従事者賃金支給計画書（総合評価一般競争入札用）（内訳様式２）
評 価 方 法	<u>提案者が直接雇用するビルクリーニング技能士（１級）の資格を有する者又は一定の実務経験（６年以上）を有する者を週 10 時間以上配置する提案がある場合に、配置時間に応じて次のように加点する。</u> ▶ 週 15 時間以上 ２点、 ▶ 週 10 時間以上 15 時間未満 １点 ○資格者等の配置において、<u>評価の対象となるのは、提案する業務の日常清掃に従事する者</u>であり、日常清掃に従事しない者（事務員、会社役員など）は含まない。 ○日常清掃に従事する者でも、臨時的又は一時的に従事する者や<u>週 10 時間（週 15 時間以上配置の提案をする場合は 15 時間）以上当該業務に従事しない者は評価の対象としない。</u> ○同一人がビルクリーニング技能士の有資格者であり、６年以上の実務経験を有する者である場合であっても、重複した評価はせず、あくまでも評価点は配置時間に応じて２点又は１点をとする。
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無いもの ○「提出書類」において、<u>保有資格等欄の記載が無いもの</u> ○<u>有資格者等が提案する業務の日常清掃に週 10 時間以上(※)従事しないもの</u>〔※週 10 時間以上の勤務は所定労働時間（週）において確認する。〕
契約期間中の確認等	【履行開始前】 履行開始日前までに、以下の書類の提出を求め確認 ① 業務従事者名簿 ② 資格証の写し等、資格者として証明できる書類（写し可） ③ 実務経験に関する申出書 ④ 有資格者等の健康保険(被用者保険)証など、直接雇用関係が確認できる書類（写し可）

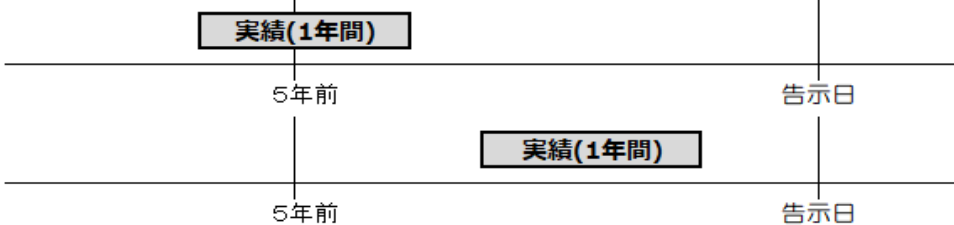
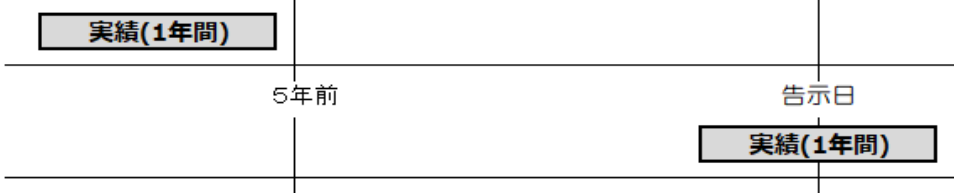
	【履行中】 ○特記仕様書に係る履行報告書（月報）で有資格者等の配置を報告 ○週 10 時間又は週 15 時間以上の配置を満たしているかの判断は、年末年始やゴールデンウィークなど休暇の習慣が一般的な時期を除いた基本的な 1 週間の従事時間の平均によることとする。なお、確認に際し、従事者のやむを得ない事情（急病、弔事等）により欠員が生じた場合等にあつては、一時的に提案配置時間を下回ることを認めることがある。
約定の有無	あり
備考	配置する資格者等が変更となる場合については、速やかに報告を要する。この場合においては、変更後の上記「契約期間中の確認等」に定めている書類を提出すること。

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	1 履行体制
評 価 項 目	(2) 必要な人員の配置量
詳 細	日常清掃に係る 1 日当たりの延べ人員配置量
配 点	変動制（最高 3 点）
提 出 書 類	業務従事者配置計画書（提案様式 2）
評 価 方 法	提案された人員配置量に基づき、次の算出式を用いて評価点を算出。 評価点(上限 3 点)※ = 1 日当たりの人員配置延時間 × 〇.〇〇〇【調整係数】 ※小数点第 3 位以下は切り捨て ▶評価点は、次に掲げる案件ごとの調整係数を用いて算出する。 ① 東区役所及び東区民センター庁舎：0.094 ② 白石区複合庁舎：0.055 ③ 厚別区役所等庁舎：0.083 ④ 豊平区役所等庁舎：0.080 <算出例>人員配置延時間の提案が「35 時間」の場合 ① 東区役所等 35h × 0.094 [調整係数] = 3.29 点 ⇒ 3.00 点 ② 白石区複合庁舎 35h × 0.055 [調整係数] = 1.925 点 ⇒ 1.92 点 ③ 厚別区役所等 35h × 0.083 [調整係数] = 2.905 点 ⇒ 2.90 点 ④ 豊平区役所等 35h × 0.080 [調整係数] = 2.80 点 【留意事項】 「1 日当たりの人員配置延時間」は、仕様書に基づく日常清掃（通年行う業務に限る。※）に従事する土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く平日 1 日当たりの人員配置延時間（休憩時間を含まない実労働時間から算出）をいい、「企画提案申出書」で提案された時間を使用する。 ※日常清掃とは、庁舎等の閉庁日を除く毎日又は 2 日に 1 回といった高頻度で、日常的に出る汚れを清掃することをいう。
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無いもの〔審査順 1 位の者のみの提出〕 ○「業務従事者配置計画書」の 1 日当たり延時間〔合計〕が、提案された時間未満のもの ○仕様書における日常業務の内容と整合性が取れない人員配置のもの

	○「業務従事者賃金支給計画書」又は「社会保険料事業主負担分調書」の記載が提案内容と整合性が取れないもの
契約期間中の確認等	作業日報及び月報と併せて、必要に応じて従事者名と時間等を記載した書面（出勤簿、タイムカード等）により確認（年1回）。 なお、提案事項の充足確認に際し、従事者のやむを得ない事情（急病、弔事等）や休暇の習慣が一般的な時期（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始など）により一時的に欠員が生じる場合にあっては、提案未満の配置を認めることがある。<u>ただし、この場合であっても、仕様書に基づく業務を行う必要がある。</u>
約定の有無	あり
備考	○業務従事者配置計画書については、労働基準法で定める法定労働時間や休憩時間など、法令を遵守した配置計画を作成すること。 ○土曜、日曜及び祝日については本提案内容に拘束されないが、仕様書に基づく業務を行う必要がある。

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	2 履行実績・技術等
評 価 項 目	(1) 建築物衛生事業登録
詳 細	建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録
配 点	1 点
提 出 書 類	建築物衛生事業登録証(入札告示日現在有効なものに限る。)の写し
評 価 方 法	入札告示日現在、日常清掃を履行する営業所等が建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「建築物衛生法」という。以下同じ。)第12条の2第1項第1号(建築物清掃業)又は同第8号(建築物環境衛生総合管理業)の規定に基づく建築物衛生事業登録を受け、かつ、履行期間中継続して当該登録を受ける場合 1点※ ※前記に掲げる2つの事業登録のいずれも登録がある場合であっても、重複評価はせず、あくまでも評価点は1点となる。
評価対象外	○上記書類の提出がないもの、又は提出書類が入札告示日現在で登録の有効期間ではないもの〔審査順1位の者のみの提出〕 ○提出書類において、建築物衛生法第12条の2第1項第1号(建築物清掃業)又は同第8号(建築物環境衛生総合管理業)の事業登録を受けていると確認できないもの。
契約期間中の確認方法	契約期間中に登録の有効期間が満了になった場合は、更新後の登録証明書(写)を履行報告書(月報)に添付
約定の有無	あり
備 考	履行期間中は建築物衛生事業登録を受けている必要があり、当該期間中に有効期間が満了となる場合は登録の更新を要する。

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	2 履行実績・技術等
評 価 項 目	(2) 履行実績
詳 細	同種同規模程度の清掃業務実績
配 点	最高 5 点
提 出 書 類	① 清掃業務実績報告書（提案様式 4） ② 契約書の写し（契約名、発注者名、契約金額、清掃対象延面積及び契約期間が記載されているページを抜粋） ※契約書の写しが提出できない場合は、契約実績を証する書面（発注書その他の発注者作成の書面（写し可）に限る。）での代用可。
評 価 方 法	過去 5 年間に於いて、建物の清掃業務（民間の建築物を含む。）のうち、日常清掃における<u>延べ床面積が一定規模の受注実績（元請に限らない。）を有する場合に、実績数に応じて次のように加点</u> ▶建築物の清掃業務で、<u>次に掲げる案件ごとの日常清掃における延べ床面積以上の受注実績が 1 件ある場合</u> 3 点 ① 東区役所及び東区民センター庁舎：7,000 m² ② 白石区複合庁舎：11,000 m² ③ 厚別区役所等庁舎：8,000 m² ④ 豊平区役所等庁舎：8,000 m² ▶上記の契約実績のほか、次に掲げる案件ごとの日常清掃における延べ床面積（上記面積の 6 割程度）以上の実績数に応じて、次のとおり加点する。<u>なお、上記の同種同規模の実績が無い場合は、加点しない。</u> ① 東区役所及び東区民センター庁舎：4,000 m² ② 白石区複合庁舎：7,000 m² ③ 厚別区役所等庁舎：5,000 m² ④ 豊平区役所等庁舎：5,000 m² 【加算点】 ▷ 1 件有する場合に 1 点、▷ 2 件以上有する場合に 2 点

	※入札告示日を起点とした過去5年間に於いて、1年以上の履行期間のものを評価の対象とする 【例】 ①過去5年間に履行実績を有すると認められるケース  ②過去5年間に履行実績を有すると認められないケース 
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無いもの〔審査順1位の者のみの提出〕 ○評価方法で示した延べ床面積以上の規模ではない契約実績のもの ○契約実績の延べ床面積等、評価の基準となる内容が確認できないもの
契約期間中の確認等	対象外（入札時のみ確認）
約定の有無	なし
備考	当該評価項目は、前段の同種同規模以上の実績1件（評価点3点）の評価を前提としているため、同種同規模以上の実績が無い場合にあっては、同規模の6割程度以上の実績を有していても、当該項目での評価はしない（評価点0点）。

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	2 履行実績・技術等
評 価 項 目	(3) 業務履行中の事故防止策
詳 細	ア 労災保険料のメリット制の適用
配 点	1 点又は 0.5 点
提 出 書 類	入札告示日に属する年度(例年 5 月)に送付された「労災保険率決定通知書」の写し
評 価 方 法	当該業務を受注した場合の担当拠点となる本店又は支店等において、適用となる労災保険料率が、次のいずれかに該当する場合に加点する。 ▶割引(減額)適用を受けている場合 1 点 ▶料率の割増(増額)適用を受けていない場合 0.5 点
評価対象外	○「提出書類」に示す書類の提出が無いもの〔審査順 1 位の者のみの提出〕 ○労災保険料率のメリット制の適用が、当該業務を所管する事業所が対象外となっているもの
契約期間中の確認等	対象外（入札時のみ確認）
約定の有無	なし
備 考	—

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	2 履行実績・技術等
評 価 項 目	(3) 業務履行中の事故防止策
詳 細	イ 清掃業務に係る賠償責任保険の加入
配 点	1 点
提 出 書 類	保険証券(写し可)等、清掃業務に係る賠償責任保険に加入していることを証する書類
評 価 方 法	<u>入札告示日から入札書等提出期限までの期間(※)</u>において、当該業務を含めた清掃業務で起きた事故等について、補償される賠償責任保険に加入している場合 1 点加点 ※評価の対象は、入札告示日から入札書等提出期限までの期間が補償されていることを要件とする。ただし、当該期間内に保険の更新日があった場合は、更新日から入札書提出期限までの期間の補償でかまわない。
評価対象外	○上記「提出書類」に掲げる書類の提出が無い場合【審査順1位の事業者のみ提出】 ○「評価方法」に示す期間での賠償責任保険の加入が確認できないもの ○当該業務の履行について補償対象外となっているもの
契約期間中の確認等	対象外(入札時のみ確認)
約定の有無	なし
備 考	—

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	3 履行品質の維持・向上
評 価 項 目	(1) 日常清掃における履行品質の向上
詳 細	トイレの小便器及び大便器における臭い、汚れ対策
配 点	2 点
提 出 書 類	○履行品質を向上させるための資機材等に係る提案書（提案様式3） ○提案する内容を証する書類「資機材のカatalog等の写し、提案内容の詳細（資機材の具体的な使い方や清掃の作業手順等）をまとめたものなど」
評 価 方 法	日常清掃において、トイレの小便器及び大便器における臭いや汚れの除去を目的とした清掃仕様の提案がある場合 2 点
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無いもの〔審査順1位の者のみの提出〕 ○提案内容の確認ができない又は実効性がないもの ○提案内容が、当該評価対象とは関連のない内容のもの
契約期間中の確認等	業務日報又は実施報告書などで確認
約定の有無	あり
備 考	○当該項目は、日常清掃における施設利用者に配慮した清掃について、より品質の良い清掃結果に結びつくよう、仕様書内容を満たしつつ、当該需要に対応できるよう付加価値を付けた方法又は内容を行う清掃となる。 ○臭気計の活用は、「Ⅱ 3 (2) ア 品質評価の数値化(見える化)」にて評価対象となっているもののため、本項目では評価対象外となる。

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	3 履行品質の維持・向上
評 価 項 目	(2) 自主検査体制の提案
詳 細	ア 自主検査における資格者の配置
配 点	2点又は1点
提 出 書 類	なし
評 価 方 法	仕様書で定める自主検査の実施にあたり ① <u>提案者が直接雇用する建築物清掃管理評価資格者を充てる提案がある場合</u> 2点加点 ② 上記①の提案がない者から、<u>建築物清掃管理評価資格者講習の受講要件資格（ビルクリーニング技能士1級、清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者又は統括管理者）を有する直接雇用の者を充てる提案がある場合</u> 1点加点
評価対象外	—
契約期間中の確認等	【履行開始前】 履行開始日前までに、以下の書類の提出を求め確認 ▶資格を証する書類の写し ▶有資格者の健康保険(被用者保険)被保険者証、雇用契約書その他直接雇用を証する書類の写し 【履行中】 自主検査の都度、資格者が検査したことを確認できる報告書の提出に基づき確認。なお、評価方法②の提案にあつては、評価方法①で示す資格者に替えることは差支えないが、評価方法①の提案にあつては、評価方法②で示す資格者に替えることは認めず、企画提案事項が履行されなかったものと扱う。
約定の有無	あり
備 考	資格者が変更となる場合にあつては、速やかに上記「契約期間中の確認等」に記す【履行開始前】に掲げる書類を提出すること。

分 類	Ⅱ 履行体制評価
細 分 類	3 履行品質の維持・向上
評 価 項 目	(2) 自主検査体制の提案
詳 細	イ 品質評価の数値化(見える化)
配 点	最高5点
提 出 書 類	品質評価の数値化(見える化)に係る提案書(提案様式6) 提案する内容を証する書類(活用する測定機器のカatalog等の写し)
評 価 方 法	仕様書で定める自主検査の実施にあたり、 ①臭気に関する測定機器(臭気計)を活用し、トイレ(小便器及び大便器)その他の屋内施設を測定しその結果を示す提案がある場合 1点加点 ②上記①のほか光沢計、汚染度計、照度計などそれぞれ測定対象が相違する測定機器を複数活用し、施設内の適当な場所を測定しその結果(見える化)を示す提案がある場合 測定機器4点(上記①と合わせて計5点)を限度に活用台数に応じて比例式に1点ずつ加点(最高4点)
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無い場合〔審査順1位の者のみの提出〕 ○評価にあたっては、①臭気計の活用提案を前提としているため、①の提案がなされなかったもの(臭気計以外の測定機器の活用提案があっても評価点を0点とする。) ○提案内容の確認ができない又は実効性がないもの ○提案内容が当該評価対象とは関連のない内容(測定機器)のもの ○測定対象を同じくする複数の測定機器(臭気計を含む。)が提案された場合は、1台のみを評価する(2台目以降は評価点を0点)。この場合において、臭気を測定する機器が2台以上の場合評価方法①を優先する。
契約期間中の確認等	自主検査の都度、提案のあった測定機器を活用して臭気や汚れなどの測定を清掃前後で行い、清掃効果(清掃前及び清掃後の測定数値)を確認できる報告書の提出に基づき確認
約定の有無	あり
備 考	当該項目は、自主検査の実施において、従来の目視によるチェックに加え、測定機器の活用による清掃前後の品質結果数値を示す提案(見える化)に対し評価するものである。そのため、 <u>検査結果の数値を評価するものではないことに留意すること。</u>

Ⅱ 履行体制評価の評価点について

Ⅱ 履行体制評価の評価点は以下のように算定されます。(最高22点)

1(1) 適切な現場責任者の配置	(最高2点)
+	
1(2) 必要な人員の配置量	(最高3点)
+	
2(1) 建築物衛生事業登録	(1点)
+	
2(2) 履行実績	(最高5点)
+	
2(3) ア 労働保険料メリット制の適用	(最高1点)
+	
2(3) イ 清掃業務に係る賠償責任保険の加入	(1点)
+	
3(1) トイレの小便器及び大便器における臭い、 汚れ対策	(2点)
+	
3(2) ア 自主検査における資格者の配置	(最高2点)
+	
3(2) イ 品質評価の数値化(見える化)	(最高5点)

分 類	Ⅲ 働き方改革・研修評価
細 分 類	1 働き方改革の推進
評 価 項 目	(1) 多様な人材の活用
詳 細	ア 障がい者の雇用率
配 点	1 点
提 出 書 類	公共職業安定所への障害者雇用状況の報告義務の有無に応じて、次の①又は②いずれかとする。 ① 公共職業安定所に報告義務がある者 <u>障害者雇用状況報告書（令和6年6月1日現在の雇用状況を報告したもの）</u>の写し ② 公共職業安定所に報告義務が無い者 障害者雇用状況報告書（総合評価一般競争入札用）（提案様式5） （上記①障害者雇用状況報告書の記載方法にならない、令和6年6月1日現在の雇用状況にて作成すること。）
評 価 方 法	障がい者雇用率が法定雇用率を <u>1ポイント以上</u> 上回る場合 1点
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無い場合〔審査順1位の者のみの提出〕 ○「提出書類」において、法定雇用率を1ポイント以上上回っていることが確認できない場合（障害者雇用率3.5%以上である必要がある）
契約期間中の確認等	対象外（入札時のみ確認）
約定の有無	なし
備 考	○障害者法定雇用率：R6.4月からは2.5% ○提出書類②の「障害者雇用状況報告書（総合評価一般競争入札用）」は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に申請する際の添付様式「障害者雇用状況等報告書」とは異なることに注意すること。

分 類	Ⅲ 働き方改革・研修評価
細 分 類	1 働き方改革の推進
評 価 項 目	(1) 多様な人材の活用
詳 細	イ 高年齢者就業確保措置
配 点	1 点又は 0.5 点
提 出 書 類	高年齢者就業確保措置内容が確認できる就業規則、又は高年齢者雇用状況等報告書（令和 6 年 6 月 1 日現在の状況を報告したもの）※の写し ※高年齢者雇用状況等報告書にあつては、法令上事業所の規模に関わらず、すべての事業主に提出義務となっているため、やむを得ず上記に掲げる書面の写しをいずれも提出できない場合は、<u>次に掲げる書面のいずれかの写しを提出することでもかまいませんが、この場合においては、評価点を 1 点から 0.5 点に下げて評価します。</u> ▶雇用契約書(入札告示日現在雇用している者に限る。1 名以上)の写し ▶新聞又は求人情報誌の従業員(非正規職員のものに限る。)募集記事(掲載日又は発行日が告示日の 6 ヶ月前以降のもの)の写し
評 価 方 法	改正高年齢者雇用安定法(令和 3 年 4 月施行)に基づき、高年齢者就業確保措置(法令上努力義務)として、次の(A)～(C)までのいずれかの措置を行っている場合 1 点加点(<u>ただし、提出書類が「雇用契約書の写し」又は「新聞又は求人情報誌であった場合は 0.5 点の加点」</u>) (A) 70 歳までの定年引上げ、(B) 定年制の廃止、 (C) 65 歳超の継続雇用制度(再雇用制度、勤務延長制度など※)の導入(特殊関連事業主又は他の事業主への継続雇用を含む。)又は雇用実績 ※提出書類のうち、「高年齢者雇用状況等報告書」にあつては、「定年制の状況(⑧及び⑨)」、「継続雇用制度の状況(⑩)又は「常用雇用労働者(⑮)」に記載されている内容にて、上記(A)～(C)までのいずれかが確認できた場合に評価する。<u>なお、「常用雇用者労働者(⑮)」への記載対象に含まれない週 20 時間未満の短時間労働者で、65 歳超の者を雇用(1 名以上)している場合には、当該報告書のほかにその者の雇用契約書(入札告示日現在雇用している者に限る。)の写しを併せて提出した場合に限り、1 点を加点する。</u>

評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無い場合〔審査順1位の者のみの提出〕 ○「提出書類」において、「評価方法」に掲げる高年齢者就業確保措置内容〔(A)～(C)のいずれか〕が確認できないもの ○「提出書類」として「新聞又は求人情報誌の従業員募集記事の写し」を提出する場合において、次に掲げる事項に該当するもの ▶発行日又は掲載日の確認が取れないもの ▶入札告示日の6ヵ月超前のもの ▶求人対象として65歳超の者(求人年齢において「不問」、「18歳又は20歳以上」又は「69(又は70)歳以下」と記載されたもの)も含まれていることが確認できないもの
契約期間中の確認等	対象外（入札時のみ）
約定の有無	なし
備考	当該項目は、雇用形態に関係なく、又は正規職員若しくは非正規職員のいずれかに対して、「評価方法」に掲げる高年齢者就業確保措置〔(A)～(C)までのいずれか〕の取組みが行われている場合に評価する。

分 類	Ⅲ 働き方改革・研修評価
細 分 類	1 働き方改革の推進
評 価 項 目	(1) 多様な人材の活用
詳 細	ウ 傷病休暇制度
配 点	1 点
提 出 書 類	短時間労働者が適用となる就業規則又は雇用契約書(休暇等制度を記したものの)の写し
評 価 方 法	事業者が自主的に設ける休暇などで、私傷病の療養のために年次有給休暇以外の休暇(休職を含む。)制度や、療養中・療養後の負担を軽減することなどを目的とした短時間勤務制度を定めている場合 1 点加点
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無い場合〔審査順1位の者のみの提出〕 ○「提出書類」において、傷病休暇制度や短時間勤務制度の規定が確認できないもの、又は短時間労働者が対象となっていないもの ○休職期間が3ヵ月(傷病休暇と合わせた連続期間を含む。)未満のもの
契約期間中の確認等	対象外(入札時のみ)
約定の有無	なし
備 考	当該評価項目は、短時間労働者が傷病により余儀なく仕事を休む状況となった場合において、安心して治療等に専念し、又は職場復帰の機会を確保するために、年次有給以外の休暇制度や休職制度を設けていることに対して評価する。なお、有給・無給を問わない。

分 類	Ⅲ 働き方改革・研修評価
細 分 類	1 働き方改革の推進
評 価 項 目	(2) 公正な待遇(労働条件の向上)
詳 細	ア 短時間・有期雇用管理者の選任
配 点	1 点
提 出 書 類	「短時間・有期雇用管理者の選任届又は変更届」控の写し又は申出書 なお、「変更届」が入札告示日以降となっている場合は、「選任届」を行った届出年月日を欄外に付記してください。
評 価 方 法	パートタイム・有期雇用労働法第 17 条の規定に基づき、短時間労働者等の人事労務管理について権限を有する「短時間・有期雇用管理者」を選任(法令上努力義務)し、管轄の都道府県労働局に届けている場合 1 点加 点
評 価 対 象 外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無い場合〔審査順 1 位の者のみの提出〕 ○選任した「短時間・有期雇用管理者」の所掌事務に、当該業務に従事する短時間労働者の労務管理が含まれていないもの ○「短時間・有期雇用管理者の選任届(変更届を除く。)」の届出日が入札告示日以降となっているもの
契約期間中の確認等	対象外(入札時のみ)
約定の有無	なし
備 考	「短時間・有期雇用管理者選任届又は変更届」の控が無い場合は、「短時間等雇用管理者選任届申出書」に記入のうえ提出すること。

分類	Ⅲ 働き方改革・研修評価																		
細分類	1 働き方改革の推進																		
評価項目	(2) 公正な待遇(労働条件の向上)																		
詳細	イ 平均支払賃金（時間給）額の提案																		
配点	変動制（最高3点）																		
提出書類	業務従事者賃金支給計画書（総合評価一般競争入札用）（内訳様式2）																		
評価方法	提案された支払賃金に基づき、以下の算出式を用いて、評価点を算出する。なお、評価点は3点を上限とする。 <算出式> <u>〔提案する業務に週20時間以上従事する者の平均賃金額（時間給相当）－1,010円【基準額】〕×0.02</u> ※小数点第3位以下は切り捨て ○従事者の平均賃金は、厚生労働省が示す「最低賃金額以上かどうかを確認する方法」に基づき算出された1時間当たりの賃金の単純平均とする。 ○平均賃金の対象となる従事者は、<u>週20時間以上提案する業務の日常清掃作業に直接かつ恒常的に従事する者</u>とし、休務による代替要員等は算出の対象から除くものとする。 ※恒常的に従事する者とは、従事日数等に関係なく、業務従事者名簿に記載されている従事者をいう。 <平均賃金の対象の例> <table><tr><td>No.</td><td>週時間</td><td>時給</td></tr><tr><td>1</td><td>40</td><td>1,250</td></tr><tr><td>2</td><td>30</td><td>1,100</td></tr><tr><td>3</td><td>20</td><td>1,050</td></tr><tr><td>4</td><td>20</td><td>965</td></tr><tr><td>5</td><td>10</td><td>1,190</td></tr></table> 左の例の場合、No1～4 までが平均賃金の対象となる。 $(1,250+1,100+1,050+965) / 4=1,091.25$ <u>平均賃金：1,091円</u>（円未満切り捨て） No.5は金額が高くて週時間が少ないため対象にならない。	No.	週時間	時給	1	40	1,250	2	30	1,100	3	20	1,050	4	20	965	5	10	1,190
No.	週時間	時給																	
1	40	1,250																	
2	30	1,100																	
3	20	1,050																	
4	20	965																	
5	10	1,190																	

評価対象外	○上記「提出書類」に掲げる書類の提出が無いもの ○「業務従事者賃金支給計画書」の「週労働時間 20 時間以上の従事者の平均時間給」が、提案する平均賃金を下回っているもの ○提案する平均賃金が基準額以下のもの ○週労働時間 20 時間以上の従事者を全く配置する計画がないもの
契約期間中の確認等	○仕様書に定める「業務従事者支給賃金状況報告書」及び雇用契約書等の提出に基づき年 1 回確認 ○特記仕様書に係る履行報告書（月報）で平均賃金の対象となる従事者及び支給賃金を報告 ※週労働時間 20 時間を満たしているかの判断は、休暇の習慣が一般的な時期（ゴールデンウィークやお盆、年末年始など）を除く、基本的な 1 週間の従事時間の平均によることとする。
約定の有無	あり
備考	○業務の履行に当たり、日常清掃の従事者を労働者派遣法に基づく派遣労働者を活用する場合にあっては、上記「契約期間中の確認等」に示す確認について、派遣元から協力が得られるよう、適切な措置をとること。 ○支給賃金の平均賃金については、履行開始時から実現可能な金額（試用期間中の賃金を含む。）を提案すること。（契約期間中に賃金改定が見込まれる場合であっても、当初賃金から提案内容を満たしている必要がある。）

分 類	Ⅲ 働き方改革・研修評価
細 分 類	1 働き方改革の推進
評 価 項 目	(2) 公正な待遇(労働条件の向上)
詳 細	ウ 通勤手当支給の提案
配 点	1 点
提 出 書 類	短時間労働者及び正社員に適用する通勤手当（非課税所得に当たるもの）に関する就業規則等の写し ※ 就業規則等を、短時間労働者又は正社員のみを対象としてそれぞれ定めている場合は、その両方の就業規則等の写しを提出すること
評 価 方 法	就業規則（短時間労働者及び正社員に適用するもの）等により通勤手当を支給する根拠を確認できる場合 1 点
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無いもの〔審査順1位の者のみの提出〕 ○「提出書類」において通勤手当を支給する規定が確認できないもの ○短時間労働者等を含む全ての従業員に適用していない制度のもの
契約期間中の確認等	対象外（入札時のみ確認）
約定の有無	なし
備 考	—

分 類	Ⅲ 働き方改革・研修評価
細 分 類	1 働き方改革の推進
評 価 項 目	(2) 公正な待遇(労働条件の向上)
詳 細	エ 労働安全衛生法で義務付けられていない短時間労働者への定期健康診断実施（年1回以上）の提案
配 点	1 点
提 出 書 類	なし
評 価 方 法	提案する業務の日常清掃に従事する者のうち、<u>労働安全衛生法による受診義務のない者全員</u>について、定期健康診断の受診の場と機会を設ける提案がある場合 1 点 ※日常清掃現場に従事しない事務の社員、会社役員などは含まない。 ※日常清掃に従事する者でも、臨時的又は一時的に従事する者は含まない。
評価対象外	労働安全衛生法で受診義務のある従事者のみを対象とする提案のもの
契約期間中の確認等	○仕様書に定める「健康診断受診等状況報告書」のほか、従事者向け受診案内文の写し等の提出に基づき年1回確認。 ○他の健診を自ら受診している場合等、従事者自身の希望により提案者の実施する健診を受診しないことは認められるものとする。
約定の有無	あり
備 考	業務の履行に当たり、日常清掃の従事者を労働者派遣法に基づく派遣労働者を活用する場合にあっては、上記「契約期間中の確認等」に示す確認について、派遣元から協力が得られるよう、適当な措置を取ること。

分 類	Ⅲ 働き方改革・研修評価
細 分 類	2 研修体制等
評 価 項 目	(1) 研修体制
詳 細	履行期間中の清掃現場従事者に対する研修体制
配 点	最高3点
提 出 書 類	過去1年以内に実施した清掃業務に係る研修の資料
評 価 方 法	過去1年以内(※a)に清掃現場の従事者に対して清掃業務に係る研修を1回以上実施した(前提要件)ほか、次の掲げる要件を満たす研修(※b)の実施提案について、それぞれ各1点を加点する。(計3点) ① 履行期間中に年1回以上の同様の研修の実施提案 ② 上記①の研修について、厚生労働大臣の登録を受けた機関主催の研修又は当該機関の証明を受けるものである場合 ③ 上記①の研修について、当該業務の履行場所現地で実務研修を実施するカリキュラムを含む場合、又は上記①の研修とは別に当該業務の履行場所現地で実務研修を年1回以上実施するもの ※a 過去1年以内とは、入札告示日を起点とした過去1年前までの間で行ったものを言う。 【例:入札告示日 R6. 6. 1 ⇒ R5. 6. 1～R6. 6. 1 までの期間内のもの】 ※b ①～③のいずれも評価対象となる研修は、清掃現場の従事者を対象としているものに限る。 ※加点の前提として、「過去1年以内に清掃現場の従事者に対して清掃業務に係る研修を1回以上実施」の要件が必要なため、①～③の提案があっても、この要件を満たしていない場合は、評価対象外となる。
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無いもの〔審査順1位の者のみの提出〕 ○過去1年以内に実施した研修ではないもの ○清掃現場の従事者を対象としていないもの、又は研修内容が清掃業務に係るものが含まれていないもの
契約期間中の確認等	○「特記仕様書に係る履行報告書(月報)」とともに、研修実施報告書及び研修の日時や内容が分かる資料の提出に基づき確認(年1回以上提出) ○厚生労働大臣の登録を受けた機関主催の研修又は当該機関の証明を受ける研修については、修了証書等の写し又は証明を受けたことがわかるものの提出に基づき確認

約定の有無	あり
備考	厚生労働大臣の登録を受けた機関とは、建築物衛生法に基づく建築物衛生事業登録に必要な監督者等講習会及び従事者研修会を実施する機関をいう。

分 類	Ⅲ 働き方改革・研修評価
細 分 類	2 研修体制等
評 価 項 目	(2) 資格取得支援制度
詳 細	清掃現場従事者に対する資格取得支援制度の有無
配 点	1 点
提 出 書 類	資格取得支援制度に係る社内規程等の写し ※社内規程等を、正社員のみ又は短時間労働者のみを対象としてそれぞれ定めている場合は、その両方の規程等の写しを提出すること。
評 価 方 法	正規職員、短時間労働者等の雇用形態に関わらず、清掃現場に従事する者に対する資格取得支援のための制度を設けている場合 1点加点 ➤ 清掃現場に従事する者が、 <u>自由に社内規程等の確認ができ、その者の申請に基づき利用できる支援制度</u> を評価対象とし、会社として必須としている研修や提案者が必要に応じて業務（出張）命令を行うものは、評価対象としない。 ➤ 資質や技能の向上を目的とした研修会への受講も評価対象とし、清掃業務に直接関連の無い内容（例：接遇、語学など）も評価対象とする。
評価対象外	○「提出書類」に掲げる書類の提出が無いもの〔審査順1位の者のみの提出〕 ○「提出書類」において、制度内容が確認できないもの ○雇用形態に関わらず清掃現場に従事する者が利用できない制度のもの ○会社として必須としている研修や必要に応じて業務（出張）命令を行うもののもの
契約期間中の確認等	対象外（入札時のみ確認）
約定の有無	なし
備 考	○支援とは、資格取得に係る受講料や交通費などの費用助成、年次有給休暇とは別の資格取得の際の有給の休暇付与など、資格取得に際して便宜を図る方策をいう。 ○既に資格を保持したうえで職に就くことによる技能・資格手当等の支給は、評価の対象外とする。

Ⅲ 研修・雇用条件評価の評価点について

Ⅲ 働き方改革・研修評価の評価点は以下のように算定されます。
(最高 13 点)

1 (1) ア 障がい者の雇用率	(1 点)
+	
1 (1) イ 高年齢者就業確保措置	(最高 1 点)
+	
1 (1) ウ 傷病休暇制度	(1 点)
+	
1 (2) ア 短期・有期雇用管理者の選任	(1 点)
+	
1 (2) イ 平均支払賃金額の提案	(最高 3 点)
+	
1 (2) ウ 通勤手当支給の提案	(1 点)
+	
1 (2) エ 短時間労働者の定期健康診断の提案	(1 点)
+	
2 (1) 研修体制	(最高 3 点)
+	
2 (2) 資格取得支援制度	(1 点)